

浜松市所管の各医療法人理事長 様

浜松市保健所長 西 原 信 彦

(公 印 省 略)

「医療法人に関する情報の調査及び分析等（経営情報の報告）」等について（通知）

日ごろ、本市保健衛生行政への御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」により、「医療法（昭和23年法律第205号）」が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和5年8月1日から施行されることとなりました。

つきましては、本制度の概要を下記のとおりお知らせいたしますので、各医療法人理事長様におかれましては、本制度に係る報告について御対応願います。

なお、厚生労働省からの通知及び様式等、制度の詳細につきましては、本市のホームページを御参照ください。

また、事業報告書等の様式について一部改正がありました。今後は新様式でご提出いただくようお願いいたします。

さらに、事業報告書等の閲覧について保健所窓口でのみ対応しておりましたが、新たにインターネットで閲覧可能となりました。詳細は下記のとおりとなります。

記

1 医療法人に関する情報の調査及び分析等について（経営情報の報告）

1-1 報告対象

原則として、全ての医療法人が毎会計年度終了後に、開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報を報告してください。（令和5年8月決算の会計年度から対象となります。）

ただし、当該報告に係る会計年度における法人税の申告において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合）には、当該会計年度に係る報告は対象外となります。なお、これに該当する場合は、報告書（様式3）によりその旨を報告してください。

1-2 報告様式

(1) 病院に係る報告事項 様式1（又は様式1-2※）

(2) 診療所に係る報告事項 様式2（又は様式2-2※）

※初回報告の経過措置として、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、一部の報告事項を省略した様式により報告することができます。

※報告書記載事項の医療法人整理番号は本通知の封筒または当市ホームページ「事業報告書等の閲覧について（アクセス方法は下記参照）」にて確認してください。

（封筒記載番号の頭に「0」を付けた5桁の番号です）

例：封筒記載番号：「50」の場合、医療法人整理番号は「00050」

封筒記載番号：「3045」の場合、医療法人整理番号は「03045」

1-3 報告方法

報告方法は、次の方法のいずれかによります。

(1) 医療機関等情報支援システム「G-MIS」から、様式をダウンロードし、これに報告事項を記載した上でG-MISにアップロードすることにより報告する方法

(2) 窓口または郵送により書面で浜松市保健所へ提出をする方法（提出部数：1部）

※書面で提出する場合は事業報告書等の届出と併せて提出すること。

1-4 報告期限

医療法人の会計年度終了後3か月以内に報告してください。

ただし、医療法第51条第2項に該当する大規模な医療法人は、会計年度終了後4か月以内に報告してください。

1-5 本市ホームページアクセス方法（報告様式を掲載しています）

URL:<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hokenk/iryo/iryo/houjin/shinsei/keiejouhou.html>

浜松市ホームページホーム>健康・医療・福祉>健康・医療>

医療>医事業事関係書類>医療法に係る手続きについて>

医療法人>申請・届出様式>

医療法人に関する情報の調査及び分析等について（経営情報の報告）



2 事業報告書等の様式の一部改正について

2-1 改正内容

「様式1 事業報告書」内、「2事業の概要（1）本来業務」の表に「施設の医療機関コード又は介護事業所番号」が新設されました。

2-2 本市ホームページアクセス方法（様式を掲載しています）

URL:<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hokenk/iryo/iryo/houjin/shinsei/zigyhoukoku.html>

浜松市ホームページホーム>健康・医療・福祉>健康・医療>

医療>医事業事関係書類>医療法に係る手続きについて>

医療法人>申請・届出様式>医療法人事業報告書等届



3 事業報告書等の閲覧に係る閲覧方法の追加について

御提出いただいております事業報告書等について、保健所窓口での閲覧に加えて、インターネットでの閲覧が可能となりました。

3-1 本市ホームページアクセス方法

URL: <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hokenk/iryo/iryo/houjin/etsuran.html>

浜松市ホームページホーム>健康・医療・福祉>健康・医療>

医療>医事業事関係書類>医療法に係る手続きについて>

医療法人>事業報告書等の閲覧について



3-2 経営情報の報告における報告書記載事項の医療法人整理番号の確認方法

ホームページ「事業報告書等の閲覧について」にあります「浜松市所管医療法人一覧」内の「No.」の頭に「0」を付けた5桁の番号が医療法人整理番号となります。

例：「No.」が「50」の場合、医療法人整理番号は「00050」

「No.」が「3045」の場合、医療法人整理番号は「03045」

〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目 11-2
浜松市保健所 保健総務課 稲垣、藤田、沖
TEL 053-453-6135
FAX 053-453-6124